

十九八七	六五四	三二一	向基年〇 向けづ財個財
払経利発発 込過率行行 み利価日 子格 の	振額最 替低 単額 位面 金	發用 行等 額項 及の 適の の適 及び 根拠 そ適 に及 び規	法名 律條 及項 の適 行及 及之 號記 號記 記
(一) 年額平す額の振 え、○面成るの記替 各取扱機関は、次 の算式に、より算 出した加	・金二。整載法 ○額十六倍は規定 八百六円年の記定 パ にセつ月金額によ ンき十によ最振 ト百六よる最低替 円日も額口 の面座 と金簿	一八額の定以律社 万十面振の下(平 円九金替適「平成 万額機関を受法」 円では二百日七十 二百日銀行六億六 千百。そ規	特三個 人向 け利付 株式等 の振替 に關する 法律第 三十回 三十回 の振替 に關する 法律第 四十回 四十回 の規
え、各取扱機関は、次 の算式に、より算 出した加	・金二。整載法 ○額十六倍は規定 八百六円年の記定 パ にセつ月金額によ ンき十によ最振 ト百六よる最低替 円日も額口 の面座 と金簿	一八額の定以律社 万十面振の下(平 円九金替適「平成 万額機関を受法」 円では二百日七十 二百日銀行六億六 千百。そ規	三十九 年別 人向 け利付 株式等 の振替 に關する 法律第 三十回 三十回 の規
え、各取扱機関は、次 の算式に、より算 出した加	・金二。整載法 ○額十六倍は規定 八百六円年の記定 パ にセつ月金額によ ンき十によ最振 ト百六よる最低替 円日も額口 の面座 と金簿	一八額の定以律社 万十面振の下(平 円九金替適「平成 万額機関を受法」 円では二百日七十 二百日銀行六億六 千百。そ規	三十九 年別 人向 け利付 株式等 の振替 に關する 法律第 三十回 三十回 の規

金額を第十五号に規定する期
日に払い込むこととする。

$$\text{額面金額の総額} \times \frac{0.08}{100} \times \frac{1}{365}$$

(二) 発行時において、その利子に

係る所得税が源泉徴収されるものとして振替口座簿中の口座に記載又は記録されるものについては、前記(一)の算式により算出した金額から当該金額に百分の二十一・三一五を乗じた金額（ただし、当該国債を発行時において取得する者が非居住者である場合には、前記(一)の算式により算出した金額に当該非居住者が適用を受ける所得税の税率を乗じた金額）を控除することができる。

十一 初期利子

平成二十六年十二月十五日を支期とし、次の算式により算出した金額を支払う。ただし、支下、その翌営業日に支払う（以下規定する期日について同じ。）。

$$\text{額面金額} \times \frac{0.08}{100} \times \frac{1}{2}$$

十二

後第二期利息

毎年六月十五日及び十二月十五日を支払期とし、各支払期における利息を支払う。前六月間に支払期に属す

の	中	払	払	償	償
取	途	込	込	還	還
扱	換	場	期	金	期
い	金	所	日	額	限

(一) 式 次 う 七 中 平 額 平

す生に第る個入にての出るなに額に前らにこの年六途本成面成
 るし規六省人経はと端し金お相當する金額× $\frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）
 へな定十令向過一し数、額、当する金額× $\frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）
 次いす八（け利円、がそは受する金額× $\frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）
 号銘る号平国子と一生の、入る金額× $\frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）
 に柄受（成債にす円じ算次經金額）
 おに入第十の相るにた出の過額）
 いつ經四四發当。満場結算利
 てい過條年行すたた合果式子
 同て利第財等るだなにににに
 じは子十務に金しいは円よ相
 。零が二省関額、場切未り当
 ）と發項令すは受合捨満算す

に相當する金額× $\frac{79.685}{100}$ （利子に相当する金額× $\frac{79.685}{100}$ ）
 前ま平平より分と月金行十
 の二二算にし、五買本年六
 間二十出応、そ日取り又月
 の七七しじそ以後は十
 年年た、の買後は百五
 額過利合十六金そ買取に、支
 入額過利子二月額れ取に、支
 月十とぞ金お平店日
 十五すれ額い成
 五日るのはて二
 日か。算、行十

$$\text{額面金額} \times \frac{0.08}{100}$$

初期利子支払期の6ヵ月前の日
から発行日までの日数

\times 365

(二) 平成二十七年十二月十五日

以後の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額

$$\times \frac{79.685}{100} \times 2$$

十八 中途換金の特例

前号による取扱いのほか、個人
 向け国債を有する者（相続税法
) 第二十二条の四第一項に規定
 する受益者を含む。) が、死亡した
 受益者にはその相続人が扶養信託契約の
 条款の規定により、死亡又はそ
 のみ、居住する市町村(特別区を含
 すと生きにはその相続人が扶養信託契約の
 法律第六十七条) 第二百五十二
 条の規定により、災害救助法(昭和
 二十一年法律第百八十八号)による救
 助の行われる区域において、災害
 救助法(昭和二十一年法律第百
 八十八号)による救助の行われる
 区域には当該市又は当該市の区と
 しては当該市又は当該市にあつ
 た災害十十五日前が発生し、当該災害にかかっ
 け國債の中途換金を請求する者
 が、平成二十七年六月十五日前であつても、当該個人
 向け国債を

ことがでやるものとし、その買取金額は、次の区分に応じ、それぞれの算式により算出した金額とする。

(一) 平成二十六年十一月十五日から平成二十七年六月十五日前までの間の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 $\times \frac{79.685}{100}$ + 経過利子に相当する金額 - 受入経過利子に相当する金額)

(二) 平成二十六年十一月十五日以前の場合

額面金額 + 経過利子に相当する金額 - (経過利子に相当する金額)